

# 市政情報

## 交通遺児等援護一時金・援護金の給付

県交通安全対策協議会では、県内に在住する交通遺児等を対象に、援護一時金・援護金を給付しています。

問 県防犯・交通安全課  
☎048-830-2955  
地域支援課  
☎21-1435  
☎22-7799 市HP



## 都市計画道路及び用途地域の変更に関する説明会

日 8月24日(土) 午前10時から  
場 松山市民活動センター  
内 都市計画道路(3・3・5号駅前西通線)の変更及び変更に伴う用途地域の変更について、内容の説明及び皆さんからのご意見をいただくため、説明会を開催します。

問 都市計画課  
☎21-1425 ☎24-8857

## 全国家計構造調査の実施

この調査は、統計法に基づき実施している国の重要な統計調査で、日々の収入や支出などを回答していただき、国民生活の実態を明らかにするものです。調査結果は、社会保障や福祉政策の検討など、国民生活の身近なさまざまな政策などに役立てられます。

調査の対象となった世帯には調査員が伺いますので、ご協力をお願いします。

日 準備調査8月～9月、本調査10月～11月  
対 全国から無作為に選ばれた世帯  
問 情報統計課  
☎21-1441 ☎25-0160

全国的な家計のいまを把握する国の重要な調査です  
令和6年 **全国家計構造調査**  
実施期間 10月・11月  
詳しくは **全国家計構造調査** 検索  
あなたの回答で、見えてくる明日。 総務省統計局

## 農地の適正な管理をしましょう

遊休農地は、火災やゴミの不法投棄、病害虫の発生などの原因となり、近隣の住民や農地に悪影響を及ぼします。また、農地は一度荒れてしまうと、元の状態に戻すのに大きな労力と費用がかかります。

農地の権利を有する人は、耕うんや草刈りなど適正な農地の管理をしましょう。  
問 農業委員会事務局  
☎21-1433 ☎23-7700

## 農作物の盗難にご注意ください

夏から秋の収穫時期にかけて、農作物の盗難被害が予想されます。ネットや柵、看板などを設置し、園地への侵入を防止するとともに、収穫物は必ず持ち帰りましょう。また、定期的に見回りをを行い、異変があれば警察に通報するなどの盗難防止対策を実施しましょう。

問 農政課 ☎21-1400 ☎23-7700

## 市民課・保険年金課の一部日曜窓口開庁

日 毎週日曜日(年末年始を除く) 午前8時30分～午後0時30分(パスポートの交付は午前9時から)  
※他市町村や関係機関の窓口が開いていない等の理由により、取扱いできない業務があります。  
※毎月第3土曜日の翌日曜日は、システムメンテナンスのため、マイナンバーカード業務を行うことができません。

担当	取扱業務
市民課	<b>交付業務</b> 住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍謄抄本等(広域交付を除く)、埋火葬許可証、斎場使用許可書、その他戸籍に関する証明(受理証明・死亡診断書の写し等)、自動車臨時運行許可番号標の貸出・返却、パスポートの交付(受取のみ)、マイナンバーカードの交付(事前予約者のみ) ※パスポートの申請は平日のみの受付です。 <b>届出・受付業務</b> 転入・転出・転居届出(海外からの転入、転入届の特例による転入、土地区画整理事業施行中の区域内への転入・転居届を除く)、中長期在留者住居地届出及び特別永住者に関する業務、印鑑登録・廃止・変更、戸籍届出、マイナンバーカード業務のうち電子証明書の更新等
保険年金課	<b>国民健康保険・後期高齢者医療</b> 資格の取得・喪失・変更、療養費・高額療養費の支給申請、葬祭費の支給申請、特定疾病療養受療証の交付申請、限度額適用認定証・標準負担額減額認定証の交付申請、被保険者証の再交付申請、納付・納付相談(後期高齢者医療保険料のみ) ※後期高齢者医療の交付(再交付)申請は受付のみで、交付は後日になります。 <b>国民年金</b> 保険料免除申請、学生納付特例申請、資格取得・種別変更の届出、付加保険料納付・辞退申出

問 市民課 ☎21-1402 ☎23-2234  
保険年金課 ☎21-1403 ☎23-0076

## 空き家バンク制度

空き家の売却又は賃貸を希望する所有者が空き家を登録して、市HPや全国版空き家バンクなどを通じ情報提供することで、空き家の利用者とのマッチングを行う制度です。市内に空き家をお持ちの方は、ぜひ空き家バンクへの登録をご検討ください。

- 空き家バンクのメリット**
- 登録した空き家を広く周知することができます。
  - 媒介する業者の選定がスムーズに行えます。
  - 空き家バンクに登録された空き家を市外から転入する人が利用する場合は、補助金交付制度があります。



### 移住促進空き家活用補助金交付制度

対象事業	対象者	補助金の額	補助金限度額	
			基準額	加算額
空き家の購入	空き家利用者 ※市外から転入して5年以上居住する意思がある人のみ	対象事業に要する費用の1/2以内の額	25万円	子育て世帯 5万円 三世帯同居・近居 5万円 市内事業所勤務者 5万円
			20万円	子育て世帯 5万円 三世帯同居・近居 5万円 市内事業所勤務者 5万円 市内業者施工 5万円
空き家のリフォーム工事	空き家所有者			市内業者施工 5万円

※対象物件が昭和56年6月1日時点の耐震基準を満たす必要があります。  
※予算の範囲内で補助をしますので、年度の途中で受付を終了する場合があります。

申・問 住宅建築課 ☎21-1464 ☎24-8857



## 地区計画制度

地区計画とは、良好な都市環境の形成を図るため、地区ごとの特性に応じて、建築物の建て方のルール(建築物の用途、高さや壁面後退など)を定めた計画です。市では13地区について定めています。

地区計画を定めている地区で、次に示す行為を行うときには、工事着手の30日前までに届出をしてください。

行為	内容説明
建築物の建築	・「建築物」には、家屋、車庫、物置、建築物に付属する門又は塀などが含まれます。 ・「建築」とは、新築、増築、改築、移転のことをいいます。建築確認が不要な10平方メートル以内の建築も届出が必要です。
工作物の建設	「工作物」とは、垣、さく、塀、門、広告物、看板などをいいます。
土地の区画形質の変更	切土、盛土及び区画等の変更です。

### 地区計画を定めている地区



問 都市計画課  
☎21-1425 ☎24-8857 市HP